

著作権Q&A



Q. 中世哲学会に私の論文の著作権を譲渡してしまうと、『中世思想研究』に掲載された私の論文に変更を加えて自分の著作や論文集に収録することができなくなりますか？

A. そんなことはありません。むしろ著者が自分の論文に手を加えたり論文集に掲載したりすることは学会の許可を受けることなくできることをこの規程は認めています。

Q. 『中世思想研究』に掲載された論文を自分のウェブサイトで公開してよいでしょうか。

A. 掲載されて5年をすぎたものについてはかまいません。しかし最近のものについてはご相談ください。

Q. 自分の論文に変更を加えないまま自分の著作や論文集に収録する場合に、中世哲学会の許可がいるのでしょうか？

A. このことも基本的には問題ありませんが、『中世思想研究』は出版社に販売を委託しています。ですから、5年以内に出版された『中世思想研究』の論文などを他に転載する場合は、事務局にご相談ください。

Q. 私が書いた論文が将来、私の知らない間に中世哲学会によって変更を加えられたり、『中世思想研究』とは別の形で公刊されたりすることがあるのでしょうか？

A. 著作権を学会に譲渡しても著作者人格権は執筆者がもっています。ですから、『中世思想研究』と同じ形でリプリントしたり、ウェブ上で公開するためやむをえない変更を加える場合などをのぞいて、執筆者の許可なく学会が論文集をつくったり、他の印刷物に転載したりすることはできません。

Q. ウェブサイトに載っている私の論文をダウンロードしようする人がいた場合に、いちいち私の許可がいるのでしょうか？

A. 中世哲学会では無料かつ匿名でダウンロードできるようにしようと考えています。

Q. ウェブサイトに載っている私の論文がダウンロードされた場合には、私に何か収入が入りますか？

A. ウェブでの公開は、課金を考えていませんので、残念ながらそのような収入は発生しないでしょう。



その他ご質問がありましたら事務局までお問い合わせください。